

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗に関し大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成28年4月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 J o s h i n 東近江店 東近江市宮荘町65
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社オオカド 野洲市小篠原2172番地6 代表取締役 大門マリ
- 3 変更した事項
  - (1) 変更前
    - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 105台
    - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 83台
    - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 144平方メートル
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 48立方メートル
  - (2) 変更後
    - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 83台
    - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 42台
    - ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 107平方メートル
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 48立方メートル
- 4 変更年月日 平成26年2月10日
- 5 変更の理由 飲食店舗の誘致のため
- 6 届出年月日 平成28年3月4日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
東近江市産業振興部商工労政課 東近江市八日市緑町10番5号
  - (2) 縦覧期間 平成28年4月8日から平成28年8月8日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成28年8月8日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号